

保険サービスご利用の手引き

※ダイナスクラブ コンパニオンカードとしてTRUST CLUB プラチナマスターカードをお持ちの場合は、ダイナスクラブカードの「保険サービスご利用の手引き」をご覧ください。

2023年2月現在

CONTENTS

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1. カード別補償内容一覧表 …………… 1 | 5. 国内旅行傷害保険 …………… 7 |
| 2. 海外旅行傷害保険 …………… 1 | 6. バイヤーズプロテクション …………… 8 |
| 3. 海外緊急アシスタンスサービス …………… 4 | |
| 4. よくあるご質問 …………… 6 | |

1. カード別補償内容一覧表

下記の内容は、各補償内容のお支払い限度額を一覧として記載したものです。詳細は、必ず本手引きに記載の各補償内容をご確認ください。

保険種類 カード名	海外旅行傷害保険 (利用条件付き)						国内旅行 傷害保険 (利用条件付き)	バイヤーズ プロテクション (利用条件付き)
	補償内容	傷害死亡・ 後遺障害	傷害治療 費用	疾病治療 費用	賠償責任	携行品損害 *自己負担額:3,000円	救援者費用	死亡・ 後遺障害
TRUST CLUB ワールドカード	最高 7,000万円	200万円	200万円	3,000万円	30万円	100万円	最高 7,000万円	500万円
TRUST CLUB ゴールドカード デルタ スカイマイル TRUST CLUB ゴールドVISAカード								
TRUST CLUB エリートカード	最高 3,000万円	150万円	150万円	—	30万円	50万円	最高 3,000万円	200万円
TRUST CLUB プラチナマスターカード								50万円
TRUST CLUB クリア マスターカード	—	—	—	—	—	—	—	50万円
TRUST CLUB クリア Visaカード	—	—	—	—	—	—	—	50万円

※TRUST CLUB ワールドカード会員には、上記とは別にキャンセルプロテクションが付帯されています。
 ※国内旅行傷害保険には、家族特約がございます。

2. 海外旅行傷害保険

補償が適用される場合

ご入会の翌日以降(会員資格が有効である期間中)に開始された旅行から利用条件を満たした場合、2ヵ月を限度に補償します。利用条件として、公共交通乗用具(注1)または募集型企画旅行(注2)の料金をカードで支払った場合に適用となります。具体的には以下の①、②のいずれかとなります。(注3)
 (利用条件付き)

	補償が適用される場合	責任期間
①	被保険者が日本を出国する以前に、公共交通乗用具または被保険者が参加する募集型企画旅行の料金をカードで支払った場合、あるいは被保険者が日本を出国する以前に公共交通乗用具または被保険者が参加する募集型企画旅行の予約を行い、その料金をカードで支払った場合	会員資格期間内で、かつ、左記料金をあらかじめカードで支払った時以降の旅行期間(海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に帰国した翌日の午後12時(24時)までの間)とします。ただし、日本を出国した翌日から数えて2ヵ月後の午後12時(24時)を限度とします(出国日当日も補償されます)。例) 7月26日に出国した場合、9月27日の日本時間午後12時(24時)までの旅行期間を補償します。
②	被保険者が日本を出国後に公共交通乗用具の料金をカードで支払った場合、あるいは被保険者が日本を出国後に、公共交通乗用具の予約を行い、その料金をカードで支払った場合	左記料金を初めてカードで支払ったときから住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本に帰国した翌日の午後12時(24時)までをいいます。ただし、その料金を当該カードで支払った翌日から数えて2ヵ月後の午後12時(24時)を限度とします。例) 7月26日に支払った場合、9月27日の日本時間午後12時(24時)までの旅行期間を補償します。

(注1) 公共交通乗用具とは……航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法(滞在国内のこれらに準じる法律を含む)に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等のうち、当該旅行のために乗用するものをいいます。

【公共交通乗用具の料金の対象とならないもの】

自家用車等の関連費用、高速度路代、空港駐車場代、空港利用税、航空券の発券手数料、マイルージの交換手数料、レンタカー代、飛行機チャーター料金、複数のホテルがサービスとして共同で行っているような私設のエアポートシャトルバス、一定期間を包括的に契約しているハイヤーの包括契約料金、電子マネーのチャージ など

(注2) 募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます(詳しくは旅行代理店にご確認ください)。

(注3) ①②が重複した場合には、①が優先して適用され、②ご利用による期間の延長はされません。

被保険者

カード会員(本会員および家族会員)

【注意】 本手引きの内容は、概要を説明したものであり、実際の保険金お支払い可否など詳細は、別途普通保険約款、特約条項に基づきます。

本手引きの内容は、予告なく変更される場合があります。補償内容変更の際はTRUST CLUBカード ウェブサイトでご案内します。

自動加入方式のため、保険証券は発行しません。

保険金請求において、保険会社による各種確認の結果、十分な事実確認ができない場合、または、保険金請求が不正と判断された場合等は、保険金をお支払いすることができません。

個人情報の取り扱いにつきましては本手引きP.6の下段をご確認ください。

補償内容および保険金額

補償内容	カード名	傷 害		疾 病								
		死亡・後遺障害	治療費用 (1事故の限度額)	治療費用 (1疾病の限度額)								
保険金額 (注1)	A ●TRUST CLUB ワールドカード ●TRUST CLUB ゴールドカード ●デルタ スカイマイル TRUST CLUB ゴールドVISAカード	最高7,000万円	200万円	200万円								
	B ●TRUST CLUB エリートカード ●TRUST CLUB プラチナ マスターカード	最高3,000万円	150万円	150万円								
保険金をお支払いする場合		被保険者が「責任期間」中の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害が生じた場合。	被保険者が、「責任期間」中の偶然な事故によってケガをし、そのケガが直接の原因で医師の治療を受けられた場合。 ※原則として医師法における医師による治療が対象となります。	被保険者が ①「責任期間」開始後に発病した病気により「責任期間」終了の72時間以内に医師の治療を受けられた場合(ただし、「責任期間」終了後に発病した病気については、原因が「責任期間」中に発生したものに限り)。 ②「責任期間」中に感染した特定の感染症(注)がもつて「責任期間」終了の30日以内に医師の治療を受けられた場合。 (注)特定の感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症、政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。 ※原則として医師法における医師による治療が対象となります。								
お支払いする保険金		①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に総額で <table border="1"> <tr><td>A</td><td>7,000万円</td></tr> <tr><td>B</td><td>3,000万円</td></tr> </table> ※事前に死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が生じた場合… 後遺障害の程度に応じて <table border="1"> <tr><td>A</td><td>最高7,000万円</td></tr> <tr><td>B</td><td>最高3,000万円</td></tr> </table>	A	7,000万円	B	3,000万円	A	最高7,000万円	B	最高3,000万円	事故の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した金額で保険会社が妥当と認めた金額を傷害治療費用保険金額の限度内でお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用(緊急移送費や病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます)。 ②治療により必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。 ④入院したために、必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし1事故につき身の回り品購入費については5万円を限度に、また通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ⑤治療を受けたために、旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします)。 ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑦法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。	初診の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した次の費用で保険会社が妥当と認めた金額を疾病治療費用保険金額の限度内でお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用(緊急移送費や病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます)。 ②治療により必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③入院したために、必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし1疾病につき身の回り品購入費については、5万円を限度に、また通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ④治療を受けたために、旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします)。 ⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑥法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。
A	7,000万円											
B	3,000万円											
A	最高7,000万円											
B	最高3,000万円											
保険金をお支払いできない主な場合		例えば、次のような原因により生じたケガ ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤無資格、酒酔い、麻薬や危険ドラッグ等使用した状態での運転。 ⑥脳疾患、心神喪失。 ⑦妊娠、出産、早産、流産、不妊症その他の医療処置。 ⑧山岳登山(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ⑨乗用具を用いて競技等を行っている間に生じた事故。 ⑩乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間に生じた事故。 ⑪法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等を行っている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間に生じた事故。 ⑫「責任期間」開始前または「責任期間」終了後に発生したケガ。 ⑬被保険者に対する刑の執行。 ⑭外科的手術その他の医療処置(検査、診断、投薬、治療等の医療処置そのもの)。 ※既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。 など	例えば、次のような原因により生じた疾病。 ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤妊娠、出産、早産、流産、不妊症及びこれらが原因の疾病。 ⑥山岳登山(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)中の高山病。 ⑦歯科疾病。 ⑧「責任期間」開始前または「責任期間」終了後に発病した病気。 ※既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。 ⑨視力の屈折矯正を目的として、現実に支出した費用。 ⑩日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用。 など									

(注1)【他の保険契約がある場合の取り扱い】

補償内容	他の契約の種類	他の個人クレジットカード付帯保険	他の法人クレジットカード付帯保険	任意加入の海外旅行保険
傷害死亡・後遺障害		複数のクレジットカード付帯保険の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となり、各クレジットカードに付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします(後遺障害保険金は普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として按分して保険金をお支払いします)。	保険金は各保険契約金額の合算金額となります。ただし、法人クレジットカードは種類によって異なる場合がありますので、詳しくは各クレジットカード発行会社までお問い合わせください(後遺障害保険金は普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として合算した保険金をお支払いします)。	
上記以外		各種保険金(治療費用・携行品損害等)は、お持ちの各クレジットカードの各保険金額合計を限度として、その範囲内で実際の損害額を按分してお支払いします。	各種保険金(治療費用・携行品損害等)は、各保険契約の各保険金額合計を限度として、その範囲内で実際の損害額を按分してお支払いします。	

2 ※申込人が法人、団体または個人事業主であって、クレジットカード利用代金の決済が法人等によって行われるものまたはクレジットカード利用代金の支払い債務が法人等によって保証されているものをいいます。

賠償責任 (1事故の限度額)	携行品損害 (1事故・1旅行中の年間(注2)限度額) 1事故あたり自己負担額3,000円	救護者費用 (年間(注2)の限度額)						
3,000万円	30万円 (一つあたり10万円限度)	100万円						
		50万円						
<p>被保険者が、「責任期間」中に偶然な事故により誤って他人にケガをさせたり、他人のもの(注)を壊したり紛失したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。</p> <p>(注)以下のものを含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品 ・ホテルの客室および客室内の動産(セイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます) ・住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます) 	<p>「責任期間」中に被保険者の携行品(カメラ、カバン、衣類など(注))が盗難・破損・火災などの偶然な事故によって損害を受けた場合。</p> <p>(注)携行品とは、被保険者が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行する身の回り品をいい、居住施設内(一戸建住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます)にあるものおよび別送品を除きます。また、次のものは身の回り品に含まれません。現金、小切手、切手、株券、手形その他の有価証券、クレジットカード、定期券、預貯金証書、帳簿類、設計書、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品、ウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに類する運動を行うための用具またはこれらの付属品、この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているもの。</p> <p>(注)「携行する」とは、携えて持っている状態または被保険者が常時監視できる状態をいいます。</p>	<p>被保険者が「責任期間」中に</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます)、または3日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、「責任期間」終了後30日以内に死亡された場合、または、発病した病気により、3日以上続けて入院された場合(注)。 ④搭乗している航空機、または乗船している船舶が遭難した場合。 ⑤事故により被保険者の生死が確認出来ない場合(ただし、被保険者の無事の確認が出来た後に発生した費用は対象になりません)または、事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合。 <p>(注)旅行中に医師の治療を開始した場合に限ります。原則として医師法における医師による治療が対象となります。</p>						
<p>1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に法律上支払うべき損害賠償金をお支払いします。また、あらかじめ会員が保険会社に書面による同意を得た訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急処置に要した費用等もお支払いします。</p> <p>(注)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ保険会社にご相談ください。</p> <p>(注)保険会社には示談代行の義務はありません。</p>	<p>携行品一つ(1点、1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度とし、損害額(注)から1事故につき3,000円の自己負担額を控除した金額をお支払いします。</p> <p>(注)修理費、または再調達価額から減価償却した時価額のいずれか低いほうをいい、運転免許証については国または都道府県へ納付した再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用(現地で負担した場合に限る。交通費、宿泊費を含む)をいいます。また、1回の保険事故について損害額が5万円を超える場合は、当会社はそのものの損害額を5万円とみなします。</p>	<p>被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で保険会社が妥当と認めた金額をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 捜索救助費用 ② 救護者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③ 現地および現地までの行程における救護者のホテルなど宿泊施設の客室料(救護者1名につき1日分まで)。 ④ 救護者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤ 現地からの移送費用。 ⑥ 遺体処理費用。 <p>上記②から④の費用は以下が限度額となります。</p> <table border="1" data-bbox="1043 1115 1385 1205"> <tr> <td></td> <td>②の交通費、 ③の客室料</td> <td>④の諸雑費</td> </tr> <tr> <td>3日以上継続入院の場合</td> <td>救護者3名分</td> <td>20万円</td> </tr> </table> <p>(注)払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。また、傷害治療費用または疾病治療費用で保険金をお支払いするべき場合は、その金額は差し引くものとします。</p>		②の交通費、 ③の客室料	④の諸雑費	3日以上継続入院の場合	救護者3名分	20万円
	②の交通費、 ③の客室料	④の諸雑費						
3日以上継続入院の場合	救護者3名分	20万円						
<p>例えば、次のような原因により生じた損害および賠償責任。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者や保険金受取人の故意。 ② 戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ③ 被保険者の親族に対する賠償責任。 ④ 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任(仕事上の賠償責任)。 ⑤ 航空機、船舶(*1)、車両(*2)、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のものはお支払いの対象となります。 <ol style="list-style-type: none"> a ホテル等の宿泊施設の客室(客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます)に与えた損害。 b 住居等の居住施設内の部屋および部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 c 賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害 ⑦ 被保険者の所有・使用または管理する不動産に起因する賠償責任 ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任。 ⑨ 被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する賠償責任。 <p>など</p> <p>(*1) 原動力が専ら人力であるもの、ヨット、水上オートバイを除きます。</p> <p>(*2) 原動力が専ら人力であるもの(自転車等)、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルを除きます。</p>	<p>例えば、次のような原因により生じた損害。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失、虚偽の申告。 ② 戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ③ すり傷、かさ傷または塗料の剥れ等単なる外観のキズで携行品本来の機能に支障をきたさない損害。 ④ 携行品の瑕疵(かし)または自然消耗・さび・変色・虫喰い。 ⑤ 携行品の置き忘れまたは紛失。 ⑥ *置き忘れ後の盗難も保険金お支払いの対象外です。 ⑦ 山岳登山、ハングライダー等の危険な運動に用いる用具の場合、これらの危険な運動等を行っている間に生じた損害。 ⑧ サーフィン等の運動を行うための用具。 ⑨ 旅行開始後に他人から借りたり、預かったりしたもの。 ⑩ 携帯電話・ノートパソコン等の携帯型情報端末における、ソフト・データ等に生じた損害。 ⑪ 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故又は機械的故障。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。 ⑫ 差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます)。 ⑬ 無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転。 ⑭ 液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除く。 <p>など</p>	<p>例えば、次のような原因により生じた損害。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者の故意・重大な過失。 ② 保険金受取人の故意。 ③ 戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④ けんかや自殺(死亡された場合を除きます)、犯罪行為を行うこと。 ⑤ むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。 ⑥ 妊娠、出産、流産、これらが原因の病気による入院。 ⑦ 歯科疾病による入院。 ⑧ 無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転中に生じた事故による入院。 ⑨ 「責任期間」開始前から発病していた疾病を原因とする入院。 ⑩ 被保険者の危険なスポーツ活動中のケガ。危険なスポーツとは…リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動。 <p>など</p>						

(注2)年間とは、引受保険会社と三井住友トラストクラブ(株)との保険契約期間を指します。

3. 海外緊急アシスタンスサービス

海外緊急アシスタンスサービスは海外旅行傷害保険に付帯するサービスです。
利用条件などは海外旅行傷害保険をご確認ください。

各種サービスの提供にはカード会員資格、カード利用条件、付保内容、出国日等を確認する必要があります。サービスの提供にお時間を要する場合があります。カード会員資格の確認が取れない場合や日本出国日の確認が出来る書類をご送付いただけない場合は、サービスの提供をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

海外緊急アシスタンスサービスをご利用の際は5ページに記載の東京海上日動海外総合サポートデスクまでご連絡ください。

【エマージェンシーアシスタンス】

海外旅行中に病気・ケガなどに遭われた際、24時間・年中無休でバックアップします。

1. エマージェンシーアシスタンスとは

「東京海上日動海外総合サポートデスク」を通じて、ご旅行中の病気やケガ等のさまざまなトラブルの場合に、専任スタッフが各種相談に日本語で応じます。カード会員のニーズ、トラブルの種類に応じ、各種の提携会社を起用し、以下のようなサービスを提供します。

2. サービス内容

(1) ケガや病気の場合のアシスタンス

- 最寄の病院のご案内・ご紹介
- 往診医、医療通訳の手配
- 病人、ケガ人の移送の手配
- 救援者の渡航手続き、ホテルの手配
- ご遺体の現地での火葬、日本への搬送

(2) その他のアシスタンス

- 盗難事故や損害賠償事故等についての各種ご相談

※国・地域によっては、サービスを提供し兼ねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※カード付帯の海外旅行傷害保険で、お支払いの対象とならない費用、または契約の保険金額を超過する部分については、カード会員の自己負担となります。

【海外からの緊急医療相談サービス】

かかりつけのお医者様がいない、言葉の壁もあるなど対処に苦慮する海外での病気やケガ。個人旅行やビジネスで海外にお出かけの際の「もしも」の場合に、心強いサービスをご用意しています。

1. 海外からの緊急医療相談サービスとは

日本人医師・看護師による無料電話相談サービスです。

急な病気やケガでお困りのとき、日本語で下記の医療相談に24時間・年中無休でお応えします。

2. サービス内容

- 日本人医師による緊急医療相談
- 留守宅への緊急メッセージの伝達
- 応急措置、医療の選択・処方等の各種アドバイス
- 外国人医師・病院との通訳
- 医師・病院の紹介

※直接診療はできませんので、治療上の指示・診断には応じかねます。

【キャッシュレス・メディカル・サービス】

東京海上日動火災保険株式会社が提携している病院等において、その場で自己負担することなく治療が受けられます。

1. キャッシュレス・メディカル・サービスとは

ご旅行中のケガや病気の治療費を東京海上日動火災保険株式会社から病院へ直接お支払いするシステムです。

2. 利用方法

病院にかかれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクまでご連絡ください。

滞在地近隣の病院有無や、サービスの提供可否について確認のうえご利用方法などをご案内します。

3. 注意事項

a. 手続きについて

サービスをご提供する際、カード会員資格、出国日の確認等にお時間を要することがあります。

b. サービスをおこわりする場合

付帯する海外旅行傷害保険のお支払い対象とならない病気またはケガの場合にはサービスの提供をおこわりします。サービスの提供をおこわりする主な内容は次のとおりです。

- ・「持病」「既往症」等、ご旅行出発前に発生している疾病
- ・妊娠、出産、早産、流産または不妊症に起因する疾病
- ・「虫歯」「歯槽膿漏」等の歯科疾病
- ・自殺行為、闘争行為、または犯罪行為によるケガ
- ・酒酔、無資格、麻薬や危険ドラッグ等使用した状態での運転中に生じた事故によるケガ など

c. お客様の自己負担について

治療費が付帯の保険金額または限度額を超過する場合は、その超過部分は自己負担となります。

d. 治療後のお申し出について

治療後にキャッシュレスのお申し出をされた場合には、サービスが受けられないことがありますので、あらかじめご了承ください。この場合には、治療費をお支払いいただき、ご帰国後、国内で保険金請求をお願いします。

e. 少額の治療費の場合

病院の都合によりキャッシュレス・メディカル・サービスを受けられない場合があります。

f. 転院の場合

紹介先の病院ではキャッシュレス・メディカル・サービスを受けられないことがあります。

【東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先(受付時間：24時間/年中無休)】

海外緊急アシスタンスサービスを希望の場合は、下記にご連絡ください。

■ご連絡の際、お伝えいただくこと

- カード会員であること ●カードご登録の氏名、住所、電話番号、生年月日、カード番号
- カード利用条件詳細(利用日、利用内容、金額)
- 緊急事態の詳細(滞在地、傷害/疾病の状況、原因、連絡先)
- その他、担当者が求める情報

■ご連絡後、FAX、もしくはメールでお送りいただくもの

- パスポートの写し(お写真やお名前が載っているページおよび出入国日のスタンプが押印されているページ)
- 出国日が確認できる書類(パスポートの写しや航空券のチケット、E-チケット等)
- その他、担当者が求める資料

(注)※カード会員資格等が確認できない場合、サービスを提供できませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

- ※本サービスは、日本を除く国と地域からご利用いただけます。
- ※言語、地域によっては本サービスを提供できない場合があります。

《各国、地域別電話番号一覧表(通話料無料)》

滞 在 地		連絡先	滞 在 地		連絡先
北 米	アメリカ合衆国本土(アラスカを除く)	1-800-446-5571	アジア	アラブ首長国連邦	800-081-0-0065
	カナダ	1-800-665-6779		イスラエル	1-80-947-8001
	バミューダ諸島	1-800-623-0164		インドネシア	001-803-81-0154
	ハワイ	1-800-446-5571		韓国	00798-81-1-0068
中南米	チリ	1230-020-2474		シンガポール	800-811-0423
				タイ	001-800-811-0215
ヨーロッパ	アイルランド	1-800-55-8166		台湾	0080-181-2233
	イギリス	0800-028-6560		中国①山西省、河南省、山東省以北(北京、天津、大連等)	10800-811-2228
	イタリア	800-8-70715			または4001-202989
	オーストリア	0800-281-284		中国②上記以外(上海、広州、南京等)	10800-281-2228
	オランダ	0800-022-5777	または4001-202989		
	ギリシャ	00-800-8113-0008	トルコ	00-800-8191-9166	
	スイス	0800-55-5692	フィリピン	1-800-1-811-0177	
	スウェーデン	020-791-027	香港	800-96-6933	
	スペイン	9009981-64	マカオ	0800-449	
	デンマーク	8001-0516	マレーシア	1800-80-3072	
	ドイツ	0800-1-81-1391	オセアニア	オーストラリア	1-800-146-401
	ハンガリー	06-800-11886		グアム	1-888-841-7905
	フィンランド	0800-1-181-33		サイパン	1-866-666-5127
	フランス	0800-909634		ニュージーランド	0800-44-8461
	ベルギー	0800-1-8115	アフリカ	南アフリカ共和国	0800-98-3595
	ポルトガル	800-8-81-127			
ルクセンブルク	8002-2863				
ロシア	810-800-20041081				

(2023年2月現在)

●上記通話料無料ダイヤルが通じない場合、上記以外の国・地域の場合、携帯電話からの通話の場合、公衆電話からの通話の場合は

コレクトコールで **東京(81)-3-6758-2460**へご連絡ください。

※コレクトコールがご利用いただけない場合、通話料金はお客様負担となりますのでご了承ください。

- (注)1.上記通話料無料ダイヤルの場合は、電話機の種類(公衆電話、携帯電話、ホテル等)によってはご利用にならない場合があります。また、地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合がありますので、現地でご確認ください。
- 2.通話料無料ダイヤル・コレクトコール以外で連絡された場合、および日本から持ち出された、またはレンタルされた携帯電話で通話料無料ダイヤルに連絡された場合の通信費につきましては、お客様のご負担となりますのでご注意ください。
- 3.現地通信事情によって、お電話がつながりにくくなることがあります。その際は、現地通信会社へご確認ください。
- 4.電話番号については最新のものを掲載しておりますが、万が一変更されている場合はコレクトコールで東京(81)-3-6758-2460へご連絡ください。コレクトコールできない場合、通話料金はお客様負担となりますのでご了承ください。
- 5.東京海上日動海外総合サポートデスクは東京海上日動グループの東京海上インターナショナルアシスタンス株式会社との提携により実施しています。

アクシデントが発生した場合には

海外旅行傷害保険

【事故・保険金請求のご連絡】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。

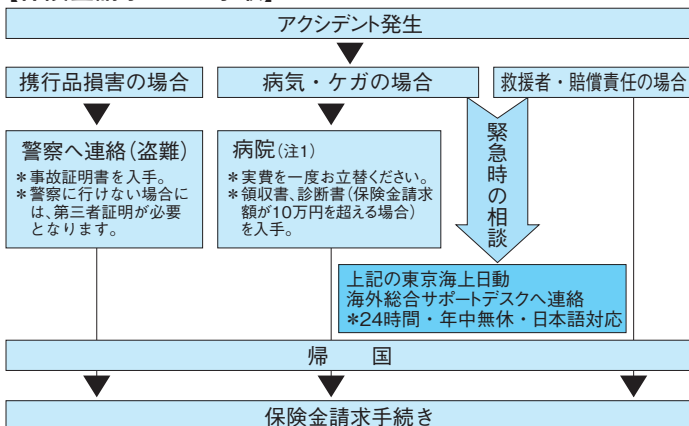
事故発生後のお問い合わせは
三井住友トラストクラブ
カード付帯保険受付デスクまで
※Japanese only

0120-828-929

24時間/年中無休

※海外旅行傷害保険に関する海外からの事故のご連絡は上記東京海上日動海外総合サポートデスク「各国、地域別電話番号」またはコレクトコールで東京[(81)-3-6758-2460]へご連絡ください。
※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求までの手順】



(注1)事故のご連絡の際、カード会員資格、カード利用条件、出国日等が三井住友トラストクラブ(株)・東京海上日動海外総合サポートデスクで確認できた場合には、保険会社から病院に対する支払い保証をし、お客様の実費お立替を省略できる場合があります。詳しくは「3.海外緊急アシスタンスサービス(キャンチェレス・メディカル・サービス)」をご確認ください。













【保険金請求に必要な書類】

請求される保険金の種類	傷 害		疾病治療費用	賠償責任		携行品損害	救済者費用
	死 亡	後遺障害		対 人	対 物		
必要書類							
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○
2. 日本出入国日およびご本人のお名前を確認できる書類	○	○	○	○	○	○	○
3. カードの利用を証明する書類	○	○	○	○	○	○	○
4. 事故証明書(公の機関、やむをえないとき第三者のもの)*	○	○	○	○	○	○	○
5. 医師の診断書*		○	○ ^{※1}	○ ^{※1}			
6. 治療費用の明細書および領収書*			○	○			
7. 示談書または念書				○	○		
8. 第三者の損害を証明する書類				○	○		
9. 損害物件の修理見積書または修理領収書*					○	○	
10. 損害物件の写真*					○ ^{※2}	○ ^{※2}	
11. 購入時の価格・購入先を示す書類*					○	○ ^{※3}	
12. 救済者費用の明細書および領収書*							○
13. 死亡診断書または死体検案書*	○						
14. 除籍済みの戸籍謄本および印鑑証明	○						
15. その他必要と認められる書類	○	○	○	○	○	○	○

- *については原本(オリジナル)をご提出ください。
- ※1: 保険金請求額が10万円を超える場合にはご提出ください。ただし、保険金請求額が10万円以下の場合でも、ご提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※2: 損害品の損傷状況が確認できる写真をご用意ください。なお、写真代は会員様のご負担となりますのでご了承ください。
- ※3: 盗難等により携行品損害保険金を請求される場合には、当該携行品購入時の領収書、保証書等をご提出ください。ご提出いただけない場合には、保険金をお支払いできない場合があります。

【注意】 個人情報の取り扱いにつきましては本手引きP.6の下段をご確認ください。

4. よくあるご質問

ご質問	回答				
海外旅行傷害保険について					
<p>1 海外旅行傷害保険にはどんな補償があるの？</p>	<p>例えば、海外旅行中に起こった次のような事故を補償します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;"> <p>事故にあつて亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)</p>  </td> <td style="width: 25%;"> <p>突然の高熱! 病院での治療が必要になった場合 (疾病治療費用)</p>  </td> <td style="width: 25%;"> <p>骨折で長期入院。ご家族に駆けつけてもらうことになった場合 (救護者費用)</p>  </td> <td style="width: 25%;"> <p>観光中、大事なカメラを落して壊してしまった場合 (携行品損害)</p>  </td> </tr> </table> <p>ホテルに宿泊中、誤ってホテルを水浸しにしてしまった場合 (賠償責任) 一部カードのみ付帯</p> <p>※ご利用のカードの種類によって補償内容が異なります。 詳細は必ず本手引きに記載の各補償内容をご確認ください。</p>	<p>事故にあつて亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)</p> 	<p>突然の高熱! 病院での治療が必要になった場合 (疾病治療費用)</p> 	<p>骨折で長期入院。ご家族に駆けつけてもらうことになった場合 (救護者費用)</p> 	<p>観光中、大事なカメラを落して壊してしまった場合 (携行品損害)</p> 
<p>事故にあつて亡くなった場合やお体に障害が残った場合 (死亡・後遺障害)</p> 	<p>突然の高熱! 病院での治療が必要になった場合 (疾病治療費用)</p> 	<p>骨折で長期入院。ご家族に駆けつけてもらうことになった場合 (救護者費用)</p> 	<p>観光中、大事なカメラを落して壊してしまった場合 (携行品損害)</p> 		
<p>2 どうしたら補償を受けられるの？</p>	<p>例えば、次のような代金をカードで事前に決済していただくと補償を受けられます。 ■パッケージツアー代 ■エアチケット代 ■空港までの電車代</p> <p>※上記内容は一例ですので、詳細は必ず本手引きに記載の各補償内容をご確認ください。</p>				
<p>3 日本出国前にマイルで交換する航空券で海外へ行くが、どうしたら保険適用となるの？</p>	<p>下記の費用をカードで支払った場合には補償の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃油サーチャージ代 ・座席のアップグレード代 <p>なお、航空券の発券手数料、マイルの交換手数料、空港使用料等をカードで支払ったとしても補償の対象となりませんのでご注意ください。</p>				
<p>4 どれぐらいの期間補償されるの？</p>	<p>例えば、</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>①日本出国前に旅行代理店でパッケージツアー代をカードで支払った場合</p> <p>↓</p> <p>日本を出国した日から最高2ヵ月*までの旅行期間中</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>②海外滞在中に電車をカードで支払った場合</p> <p>↓</p> <p>支払った日から最高2ヵ月*までの旅行期間中</p> </td> </tr> </table> <p>*例えば7月26日に出国した(支払った)場合、9月27日の日本時間午後12時(24時)までとなります。 注)①②が重複した場合、①が優先して適用されます。</p>	<p>①日本出国前に旅行代理店でパッケージツアー代をカードで支払った場合</p> <p>↓</p> <p>日本を出国した日から最高2ヵ月*までの旅行期間中</p>	<p>②海外滞在中に電車をカードで支払った場合</p> <p>↓</p> <p>支払った日から最高2ヵ月*までの旅行期間中</p>		
<p>①日本出国前に旅行代理店でパッケージツアー代をカードで支払った場合</p> <p>↓</p> <p>日本を出国した日から最高2ヵ月*までの旅行期間中</p>	<p>②海外滞在中に電車をカードで支払った場合</p> <p>↓</p> <p>支払った日から最高2ヵ月*までの旅行期間中</p>				

カード付帯保険に関するお問い合わせ

〔三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスク〕0120-828-929

※海外からは81-3-6758-2460 コレクトコールをご利用ください。

■事故発生前: メニュー番号4を選択してください(受付時間: 月～金9:00～17:00/土・日・祝休)。

※事故発生前のカード付帯保険に関するお問い合わせ業務は、三井住友トラストクラブ(株)が(株)プレステージ・グローバルソリューションに業務委託しております。

■事故発生後: ガイダンスに従いメニュー番号1～3を選択してください(受付時間: 24時間/年中無休)。

※事故発生後のカード付帯保険に関するお問い合わせ業務は、付帯保険引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社が行っております。

*個人情報の取扱いご注意

本保険サービスに関連するサービスの提供、保険金支払等の事務手続きのために、必要な保護措置を講じた上で当社(三井住友トラストクラブ株式会社)が保有する以下個人情報を引受保険会社(東京海上日動火災保険株式会社)へ必要最小限提供し、提供先が利用することに同意するものとします。

・氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、会員のカードの利用および支払状況、その他会員等から申告を受け、またはお問合せにより当社(三井住友トラストクラブ株式会社)が知れた情報。

5. 国内旅行傷害保険

補償が適用される場合

ご入会の翌日以降(会員資格が有効である期間中)に開始された旅行(下表A~C)について利用条件を満たした場合に補償されます。(利用条件付き)

- ①公共交通乗用具(注1)の料金をあらかじめカードでお支払いいただいた場合、公共交通乗用具搭乗中の傷害事故
- ②宿泊の料金をあらかじめカードでお支払いいただいた場合、宿泊施設に宿泊中の火災傷害事故(注2)
- ③宿泊を伴う募集型企画旅行(注3)の料金をあらかじめカードでお支払いいただいた場合、募集型企画旅行参加中(注4)の傷害事故

被保険者

カード会員(本会員および家族会員)、家族特約対象者
<家族特約の対象者>

- (1)カード会員(本会員および家族会員)の配偶者
- (2)カード会員(本会員および家族全員)またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- (3)カード会員(本会員および家族会員)またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

※親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族となり年齢制限はありません。 ※家族特約の対象となる公的書類等で確認させていただきます。 ※事故発生時において、会員と上記の続柄にあたる方が対象となります。 ※本会員、家族会員の方は会員としての補償を優先し、家族特約により重複して補償されることはありません。

補償内容および保険金額

カード名	対象者	補償内容		
		公共交通乗用具搭乗中傷害事故	宿泊中火災傷害事故	宿泊を伴う募集型企画旅行参加中傷害事故
保険金額 (注5) <ul style="list-style-type: none"> ●TRUST CLUB ワールドカード ●TRUST CLUB ゴールドカード ●デルタ スカイマイル TRUST CLUB ゴールドVISAカード ●TRUST CLUB エリートカード ●TRUST CLUB プラチナマスターカード 	本会員	死亡・後遺障害		
	家族会員	最高7,000万円		
	家族特約対象者	最高1,000万円		
	本会員	最高3,000万円		
	家族会員	最高1,000万円		
	家族特約対象者	最高1,000万円		
保険金をお支払いする場合	A 被保険者が公共交通乗用具に乗客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合		B 被保険者が宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発によって被ったケガが原因で ①事故の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	C 被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	保険金をお支払いできない主な場合 例えば、次のような原因により生じたケガ ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤無資格、酒酔い、麻薬等の影響下での運転。 ⑥脳疾患、心神喪失。 ⑦妊娠、出産、早産、流産、その他の医療処置。 ⑧山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ※スキューバダイビング中の事故によるケガは補償されます。 ⑨乗用具を用いて競技等を行っている間に生じた事故。 ⑩乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間に生じた事故。 ⑪法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等を行っている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間に生じた事故。 ⑫被保険者に対する刑の執行。 ⑬地震・噴火・津波による事故。 ⑭外科的手術その他の医療処置。 ※既往の身体の傷害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。 ※平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。			

- (注1)公共交通乗用具とは……航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。航空機搭乗の場合、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内における傷害事故および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中を含みます。
- (注2)カードまたはカード加盟店である旅行者にカード会員であること、およびあらかじめカードで宿泊施設の料金を支払うことを告知して宿泊施設の予約を行うクーポンシステムを利用し、その料金をカードでお支払いいただいた場合も補償されます。
- (注3)宿泊を伴う募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。
- (注4)募集型企画旅行参加中とは……宿泊を伴う募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません)を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。
- (注5)他の保険契約がある場合の取り扱い

他の個人クレジットカード付帯保険	任意加入の国内旅行保険
保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となります。他のカードで保険金が支払われた場合には、その金額を差し引いた額が保険金として支払われます。	保険金は各保険契約金額の合算額となります(後遺障害保険金は普通保険約款で定める支払い割合を乗じた金額を限度として合算した保険金をお支払いします)。

アクシデントが発生した場合には

国内旅行傷害保険

【事故・保険金請求のご連絡】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。

事故発生後のお問い合わせは 三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまで ※Japanese only	<h1>0120-828-929</h1> 24時間/年中無休
--	---------------------------------

※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求に必要な書類】

請求される保険金の種類	死 亡	後遺障害
必要書類		
1. 保険金請求書	○	○
2. 事故証明書(旅行会社や公共交通機関等で発行されるもの)*	○	○
3. カードの利用を証明する書類	○	○
4. 同意書	○	○
5. 医師の診断書* ※1	○	○
6. 死亡診断書または死体検案書*	○	
7. 除籍謄本・相続権者の戸籍謄本・委任状	○	
8. 印鑑証明書	○	○
9. その他必要と認められる書類	○	○

*については原本(オリジナル)をご提出ください。

※1: 診断書料は保険金支払いの対象となりません。診断書の取付については、保険会社の事故処理担当者へご確認ください。

ご注意 個人情報の取り扱いにつきましては本手引きP.6の下段をご確認ください。

6. バイヤーズ プロテクション(動産総合保険)

補償が適用される場合

カードを利用して補償期間中に購入した商品が購入日(配送等による場合には商品の到着日)より90日以内に、破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に適用となります。事前に通知いただく必要はありません。カードでお買い上げいただいた商品について、自動的に補償されます。(利用条件付き)

被保険者

カード会員(本会員および家族会員)またはこれらの方々から補償の対象となる商品の贈与を受けられた方。

1. 年間(注1)の補償限度額

カード会員1名の補償限度額および自己負担額は次のとおりです。

カード名	
補償限度額 (年間)	●TRUST CLUB ワールドカード ●TRUST CLUB ゴールドカード ●デルタ スカイマイル TRUST CLUB ゴールドVISAカード
	●TRUST CLUB エリートカード
	●TRUST CLUB プラチナマスターカード ●TRUST CLUB クリア マスターカード ●TRUST CLUB クリア Visaカード
自己負担額	1品につき10,000円
対象期間	商品の購入日より90日間
対象となる利用	国内利用・海外利用

(注1)年間とは、引受保険会社と三井住友トラストクラブ(株)との保険契約期間を指します。

2. 補償の対象となる商品

カードを利用して購入した商品が対象となります。

ただし、次の商品は除かれます。

- ①船舶(ヨット、モーターボート、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボート、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品(ホイールおよびカーナビゲーションを含みます)
- ②携帯電話、ポケットベル等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- ③義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずるもの
- ④動物および植物
- ⑤現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道および船舶の乗車船券・航空機の航空券・定期券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット
- ⑥食料品
- ⑦稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- ⑧不動産および不動産に準ずるもの
- ⑨会員が従事する職業上の商品となるもの など

(注) (1)ギフトカードで購入した商品は対象となりません。(2)修理された場合の送料は対象となりません。(3)レンタルしたものは対象となりません。

3. ご注意

カードご利用控えあるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額(全損の場合は時価額、修理が可能な場合は修理金額か購入金額のどちらか低い金額で、保険会社が妥当と認めた金額とします)から自己負担額を控除した金額を補償します。ただし、会員1名につき上記補償限度額を限度とします。また、購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合には、カードのご利用控えの金額を限度にカードによる支払い額の割合を乗じた金額をお支払いします。

(注) 保険金の請求にはカードをご利用の際の売上票(控え)が必要になりますので、必ず保管してください。損害が発生した場合、保険金請求が可能な他の保険契約がある場合は、他の保険契約等からご請求いただき、その保険の補償額が損害額に満たない場合、差額分をお支払いします。

4. 補償の対象とならない主な損害

- ①被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失に起因する損害
- ②補償の対象となる商品の自然の消耗、性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- ③補償の対象となる商品の瑕疵(かし)に起因する損害
- ④戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
- ⑤国または公権力の行使に起因する損害
- ⑥核燃料物質に起因する損害
- ⑦紛失または置き忘れ(置き忘れ後に生じた盗難も含みます)に起因する損害
- ⑧水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
- ⑨詐欺または横領に起因する損害
- ⑩故障による損害
- ⑪商品の誤った使用に起因する損害
- ⑫商品の配送中に生じた損害
- ⑬保険の目的が絵画、骨董品等の美術品である場合その価値の下落による損害
- ⑭管球類の単独損害(液晶の単独損害を含みます)
- ⑮商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落、その他外形上の損傷
- ⑯楽器の音色・音質の変化、弦の切断等
- ⑰原因のいかんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害 など

アクシデントが発生した場合には

バイヤーズ プロテクション

【事故・保険金請求のご連絡】

事故の日から30日以内に、下記三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまでご連絡ください。

事故発生後のお問い合わせは 三井住友トラストクラブ カード付帯保険受付デスクまで ※Japanese only	0120-828-929 24時間/年中無休
--	----------------------------------

※保険金支払い可否などは、事故受付の段階ではお答えできかねますのでご了承ください。

【保険金請求に必要な書類】

請求される保険金の種類 必要書類	破損 事故 保険金	盗難 事故 保険金	火災 事故 保険金	その他の 事故 保険金	備考
1. 保険金請求書	○	○	○	○	必要事項を記入のうえ署名・捺印ください
2. 罹災証明および盗難届出証明書		○	○		所轄の消防署・警察署で取り付けてください
3. 修理費見積書または領収書	○		○	○	修理先または購入先で取り付けてください
4. 売上票(お客様控え)	○	○	○	○	
5. 損害状況写真※1	○		○	○	
6. その他必要と認められる書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご連絡させていただきます

※全損の場合は、購入商品を回収させていただきます。

※上記各書類については原本(オリジナル)をご提出ください。

※盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。

※配送後の商品の損害については受領証(商品の到着日を確認)が必要となります。

※上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。

※1: 損害品の損傷状況が確認できる写真をご用意ください。なお、写真代は会員様のご負担となりますのでご了承ください。

【注意】 個人情報の取り扱いにつきましては本手引きP.6の下段をご確認ください。